

RM INFORMATION VOL.29

INFORMATION 2005.5

発行 株式会社日本アルマック 〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5桜井ビル4F TEL : 03-3288-2755 FAX : 03-3288-2757

5 月号 CONTENTS

リスク情報開示が企業を強くする

リスクファイナンスとしての保険活用 第26回 資金繰り対策

中小企業におけるリスクに強い体質づくり 「リスクマネジメントの本質とは」

時流を読む 「M & A 本格化の兆し」他

積極的にリスクを開示し、信用不安を払拭する

リスク情報開示が企業を強くする

現在上場企業は業績やリスク項目について「適時開示に真摯に取り組む」旨の宣誓書提出を義務付けられています。

有価証券報告書の中にもリスク情報は開示されてきましたが、一部では米国などに比べて甘い指摘する向きもあります。

しかし企業にとって情報開示に対する認識の甘さは、投資家の不信をまねき、ケースによっては企業存続をも危うくするといった事件・事故が相次いだことで、ここにきて企業の情報開示に対する認識にも変化がでてきました。上場2170社のうち、松下電工やキャノンなど129社が情報を正確・迅速に公表するための専門組織を設置したとされていますし、「情報開示規程」など社内規定化し開示ルールを明示する動きも広がっているとのことです。

このような背景には相次ぐ企業の不祥事やその企業に与えた影響があります。

有価証券報告書の虚偽記載で西武鉄道株は上場廃止になりました。

またそれに伴い運用損失を被ったとして、企業年金の上部団体である厚生年金基金連合会が損害賠償請求訴訟を起こす方針を固め、請求額は最大

40億円にのぼる見通しとのことです。株主代表訴訟でも三菱自動車が一連のリコール問題を巡って、旧取締役7人に総額13億円の損害賠償を請求する方針を固めています。在任中はうまくこなしたとしても、後に問題が吹き上がれば、次の世代から責任を追及される、いわゆる未来から監視する時代になりました。

前者の事例は「株主直接訴訟」と言われるもので「株主代表訴訟」とは違ったインパクトを持ちます。

金融庁も株主版PL訴訟制度にあたる、「株主直接訴訟」に関する枠組みを整備する方針を掲げています。

これからの時代は“隠している”ということが致命的リスクにつながりかねません。一連の大企業が市場から追放されたり、存続を危うくされています。

リスク情報を積極的に開示すると一口にいても歴史がある企業ほど大変なことだと思います。

しかし、リスク情報を隠さず正確・迅速に開示できる企業は間違いなく企業を強くするのではないのでしょうか。

リスク ファイナッシング としての 保険活用

第26回 資金繰り対策

企業は災害事故などリスクによる損失が生じた際に、資金が逼迫して資金繰りがつかず経営破綻する可能性があります。このような資金的リスクに事前に対応する方法としてはいくつかの手法がありますが、ここにきてその対策に新しい商品が開発されています。今回はこれらの例をご紹介します。

本年4月みずほ銀行と損害保険ジャパンが提携して、地震で被害を受けた際の緊急融資をあらかじめ企業に約束しておく金融商品の発表がありました。

これは企業等が被災時に不足しがちな運転資金などを優先的に貸し出す試みで、給与支払や当座運転資金に威力を発揮するものと思われます。

一般の融資商品との違いは、有事の際の緊急融資を約束するもので、融資枠設定そのものに企業側が手数料を支払うという点で注目されます。

なお、緊急融資の利率設定も例えば本拠地に地震が起こる可能性、工場の分散具合などから収益や財務に与える影響を分析して、上乘せ金利を決定するとしています。リスク分析は保険会社が行うということで、銀行と保険会社のコラボレーションによる新規性のある商品です。

このような商品化の動きでは1999年に東京ディズニーランド（運営会社オリエンタルランド）が地震発生後の入場者の減少による収入減に備え運転資金を確保する目的で特別目的会社を通じて地震債権を発行したのが最初です。この時は米ゴールドマン・サックスやリスクコンサルティング会社が共同で開発したとされています。

今回は銀行と保険会社という組み合わせですが、他でも経済産業省が所管する日本貿易保険は東京三菱銀行と提携し、貿易保険制度を活用した中小企業向けの新型融資を発売すると公表しています。金融を取り巻く環境は激しく変化しているようです。

さて、今回は融資予約（企業側から見れば借入れ）による新しい商品を取り上げましたが、リスク時の資金的対策には「借入れ」も含めて以下のものがあります。

1. 資産処分
2. 借入
3. 積立
4. 保険

1. の資産処分は毎年の内部留保が順調に積みあがっており、キャッシュフローも良好でないと、大きなリスクに対して十分な備えにはなりません。

2. の借入れも、先の緊急融資枠設定商品で10億円～50億円の融資枠設定という規模の範囲からも見られますように、そこそこの企業規模と財務健全性が認められる企業でないと取扱対象になりえないことが伺われます。

3. の積立も毎年の利益およびキャッシュフローの絶対量が決め手になります。

4. の保険は火災リスクや自動車事故等のリスクなど少額のコストで大きなリスク補償に適したケースもありますが、「地震リスク」のように保険会社でも十分リスクを抱えることができないものも多く存在します。したがって保険は万能ではありません。

企業の資金対策とは、結局これら4つの手法をバランスよく、少額のコストで安定的（計画的）に運用することにつきます。

そのような意味で、金融商品が次々と開発されることは、対策における選択肢が広がることで歓迎すべきでしょう。

リスクマネジメントの本質とは

2001年3月20日、JIS規格にリスクマネジメントシステム構築のための指針（JIS Q 2001）ができました。ここで、二つのことがわかります。

なぜ、危機管理という言葉ではなく、リスクマネジメントという言葉であったか。その答えは前号のとおりです。

なぜ、3月20日なのか。それは、日本におけるマネジメントのスタンダードの転換を意味しています。

自由を求めた国民の負うものは「自己責任」でした。自己責任はリスクを自分で負うということであり、必然、リスクマネジメントがメインの考え方になってきました。

国民も企業も自分のリスクを自分でマネジメントしなければならないのです。その代わり「新しいチャンスの平等」の時代です。

ここでの結論はJIS規格が3月20日に制定されたことで、2001年4月1日から日本は自己責任社会に変わった。つまり今までのマネジメントがリスクマネジメントになったということの意味しています。

では、リスクマネジメントが今までのマネジメントとどこが違うのかを考えてみましょう。

上場企業は2004年3月期までの決算において「リスク開示」が義務付けされました。

そして、最近のテーマは「CSR...企業の社会的責任」であり、コンプライアンス、コーポレートガバナンスです。この流れは大企業だけの問題ではなく、確実に中小企業にも影響してきます。

これらを達成するためのマネジメントがリスクマネジメントなのです。

リスクマネジメントはリスクの存在をしっかりと認識してマネジメントするかどうかなのです。そのためには、リスク調査、分析から対策の優先順位を決め、コストを予算化し前向きに対策していく経営です。

これが、銀行はもとより、取引先などのステークホルダーからチェックされてくるのです。したがって、今後リスクマネジメントができていくかどうかの差が取引を通じて企業格差になっていくといっても過言ではありません。

分かりにくいいため、リスクマネジメントを導入した場合の一例を取り上げてみます。リスクは大きく分けて二つに分類できます。それぞれのリスクの特徴は

純粋リスク...自然災害などの損失だけが発生するリスク

ビジネスリスク...損失がある一方で利得もあるリスク

となります。経営者の認識の中にビジネスリスクの方に多くの投資をしたがる傾向が見られます。それは、儲けが直結するからなのでしょう。でもそれだけでは、発生したら大きい損失をもたらす純粋リスクは守れません。

次回は

「最終回、地震対策を例にみた具体的な対策」

株式会社日本アルマック 代表取締役
日本リスクコンサルタント協会 専務理事
浦嶋 繁樹

時流を読む

リスクに対する感性が高まれば、自然と時代の「先」を読む力が備わってきます。最新ニュースをリスクマネジメントの視点で分析し、今後の展開や社会への影響を予想してみましょ。

M & A 本格化の兆し

ライブドアによるニッポン放送買収劇は親会社であるフジテレビを巻き込み、その攻防が世間の注目を集めました。また、M & Aという言葉も広く知られるようになりました。

その合併・買収(M & A)が急増しているとのこと。2004年に日本企業が関わるM & Aの件数は2千件を超え過去最高になりました。海外進出など事業拡大を目的とした「攻め」のM & Aが増えたことも特徴的です。

また背景には日本企業の空前のカネ余りも指摘されています。日銀によれば、民間企業のカネ余り(資金余剰)は昨年一年間で16兆2千億円だそうです。こうした余剰資金の一部が企業買収に向っているとされています。

なお、外国企業が子会社を通じた株式交換で日本企業を買収することが2007年に解禁することをにらみ、M & Aは今後さらに増加すると予想されています。

中小企業会計 時価会計を部分導入

中小企業の会計透明化は不可欠として経済産業省支援のもと、このほど日本商工会議所など四団体が、中小企業を対象にした新たな会計指針を策定(中小企業の会計に関する指針)する検討委員会が設置されました。

この指針のポイントは、上場企業の決算書に見られる時価会計を部分的に取り入れるというもので、例えば短期の売買目的で持つ有価証券について上場企業と同様に時価評価を適用するといったものです。

今後どこまで厳格に指針が策定されるかはこれからですが、企業にとっては会計制度に時価評価が採用されることで、本当の体力が明らかになり、銀行などの融資引受にも影響するだろうと言われています。中小企業間で明暗がくっきり分かれるかもしれません。

リスク開示しても大丈夫な決算書に意識的に取り組む必要性がありそうです。

本コーナーは、(株)日本アルマック主催セミナー「全国リスクマネジメント研究会」の内容を編集したものです。セミナーの概要、参加申込方法等については、お気軽にお問い合わせください。

編集後記

4月23日、コンピュータウィルスの対策ソフトが不具合を起こし、多くの企業で業務ができなくなる事故が起きました。日々配信している更新ファイルを出荷前に手抜きし、チェックしていなかったのが原因だったようです。ウィルスから守ってくれるはずのワクチン(対策ソフト)がパソコンを病気にしてしまう・・・なんとも皮肉な話です。

メーカー側の責任はもちろんですが、ユーザー側でも「万が一、このようなことが起こった場合には」という事前対策ができていれば被害を最小限にできたはずという人がいます。でも「どこまで想定したら良いのか」を決めるのは非常に難しいのではないのでしょうか。(小林)

RM INFORMATION VOL.29 2005.5

2005年4月発行 定価420円(税込)

ご意見・ご要望は上記までお寄せください。